

# 藤原佐理書状 去夏帖 について

—— 横の単位は材か村か ——

田  
村  
悦  
子

一 去夏帖 本文

二 「去夏」

三 横の文字と意義

四 横の単位「村」

イ 材か村か

ロ 村の音とその源流

ハ どの様な数量か

五 どこから「解纏」し、どこに「著岸」するか

不レ應此旨、爲ニ之如何。所  
レ侍者、豫州之微俸而已。

傳聞、刺史解纏之刻、

今月中旬云々。著岸

之日、未レ知ニ其程、計

略空盡者也。委曲

不レ申、可レ察歟。若有ニ

奉拜、自將說盡而已。

恐々謹狀。

十月廿五日 愚老申狀

謹上 丹波守殿

(花押)謹言。去夏、聊有レ所レ懷、  
自先臨見、垣壁不全乎(註1)内外  
暫間避居。近來欲罷還、  
無レ隔。擬レ加修造、似レ無レ所

レ期。試仰可遣大林庄可求引  
進博二千村許之由、

外土之下人、爲宗身得、

承引しない。

のところは、伊予権守としての俸禄が到来するのを待つのみであるが、国司が伊予に向ったのは今月中旬だということで、何時伊予に到着するやらわからず、「俸禄を持ち帰るのは、まだ随分さきのことで、」

ほと／＼困り果てた。こう歎きを訴えて、宛先きの人、すなわち丹波守の援助を得ようとしているのが、この書状（図版VII）である。

こう訳すと、いかにも簡単のようであるが、実は字句といい、文意と

いい、そうやさしいものではないというより、或る学者がこう取るのが当然だといつてゐる事が、実は「こう」でなかつたり、これは間違いとしりぞけていることが、ほんとは正しかつたりするのである。

## 二 「去夏」

さて、文中の「去夏」を右の如く《今年の夏》と訳し、これは古文書・古記録をよむになれてゐる方々には常識であろうが、或いは不審をいだく人もいるかもしれない。〈去年の夏〉ということではないであらうかと反問するむきもあるであろうと思うのである。現にこの書状について書いて去夏をまさしく「去年の夏・昨年の夏」と訳している諸氏の論文もある。そこで、これについて一言する必要がある。今年の夏か、去年の夏かでは実に一年の差があるのであるから、だまつていられないと。

去の字の使い方の他の場合、例えば五月十四日の記録類に「<sup>さんねる</sup>去<sup>いんじ</sup>二日」といえば、それは同じ五月の二日であり、去月四月の二日ではない。長寛二年の九月に「<sup>さんねる</sup>去<sup>いんじ</sup>三月」とかけば同じ年長寛二年の三月であつて、

去年長寛元年三月ではないということは当然とされるのに、それと全く同じ使い方である去春・去夏等の場合だけ、一年前の去年の春とか夏とかであるように思うのはおかしな話である。しかし、誤解する人があるとなれば、証拠をあげなければならない。

例えば、『玉葉』の「承安五年」「九月」「十六日甲午」の条に

〔去春、八條二位堂供養免物、拔出勘出勘文、兼光令下之躰違古跡云

々。〕

とみえている。平清盛の室二位時子が仏堂（八條朱雀堂）を建て、その供養に当つて朝廷では恩赦を行なわれた事について言つてゐるのだが、その事がいつのことであつたか玉葉を遡つてみると、

「承安五年」「三月」「九日庚寅」の条に

〔此日、入道相國室二品堂供養也、〕

とみえ、同日の後段にそれに関連して、

〔昨〔日〕非赦候原物廿人也、仍給勸文〔合〕、於弓場殿邊下給、……  
〔原者廿人〕〔原ハゆるす、即チ赦免〕

とするされている事実に相当するものと考えられ、すなわち同じ年の春三月をさして「去春」としたものである。決して、去年承安四年の春、正月乃至二、三月の出来事を指して去春といったのではない。

『吾妻鏡』<sup>(4)</sup>第三、元暦元年十二月廿五日庚辰条に、鹿嶋社に対して褒美のあつたことを記しているが、それは「去春之比、現嚴重神變御

之後、義仲朝臣伏誅」等の靈験によるものであるといつてゐる。そして、此の事は、同書、同卷、同じく元暦元年（治承六年）の正月廿三日癸丑条に見える鹿嶋の僧が《鹿島の神が義仲並びに平家を追罰する為に京

都に赴きたまう》と夢想し、ついで、黒雲が鹿嶋の宝殿を覆うて、御殿大震動し、その黒雲西方に亘る中に鶴一羽が見られたという奇瑞があり、程も無く、義仲らが誅された、この事を指すものであって、十二月に去春と言うのは、その年の春で、一年前の去年の春ではないことを証するものである。

更に、いま一例をあげておこう。

『勘仲記』（勘解由小路兼仲卿記。自筆本、東洋文庫所藏<sup>(5)</sup>）弘安四年閏七月十七日記にして同日付の宣旨に「去夏以降、蒙古襲來、荐着<sup>(6)</sup>壹

岐・對馬、雖驚<sup>(7)</sup>九州官軍、今月朔日暴風上波」云々 という文があるが、蒙古の軍勢が壱岐・対馬にあらわれたのは、去年弘安三年の夏四・

五・六月以来のこととは記録にもみえず、この年弘安四年五月八日に、その風聞あつたとみえて外寇祈禳の奉幣があり、果せるかな同月廿一日敵船が壱岐・対馬に到来上陸し、これをはじめとして来襲が相続いたのである。すなわち、この例でも、去夏は《去年の夏》では決してなく、

秋にその同じ年の過ぎ去った季節夏を指している事、明瞭である。

このような事例にてらして私はこの佐理の十月廿五日の書状の「去夏」を今年の夏（四・五・六月）のことと解したいのである。

### 三 横の文字と意義

次に、この書状によると、佐理は自宅を修理するために「横二千村」を手に入れようとするのである。その横二千村について「横」と「村」を二つに分けて考えてゆくこととしよう。

「横」の字は（字体については後に更めてのべる）、『倭名抄<sup>(8)</sup>』に「久礼」、

また『色葉字類抄<sup>(9)</sup>』でも「クレ」と訓じてある。この書状の横もこれにしたがつてそうよんでよいのであろう（後に詳かにしめす『正倉院文書』の用例でも本字「横」とならんで仮名書きの「久礼」・「久例」・「久捌」等がある）。

さて、くれ・横の意味は何であろうか。これを調べてみると、或る場合の「横」と、他の場合のそれと矛盾するようなことも少なく、これは横に古くからいろいろの変った意味ができていて、一語多義ともいふべきものであろう。

まず、倭名抄では横について、『説文』を引いて、  
「横、壁柱也」

としているのであるが、しかし、クレという日本語の意味は、それを離れて更めて考へる必要がある（狩谷楳斎の箋注<sup>(10)</sup>にも、漢字の壁柱という意味と国語の「クレ」の意味とは合わない旨を言つてゐる）。

この横<sup>(11)</sup>の語の見えるものとしては、楳斎もあげてゐる『栄花物語』うたがひの巻に、法成寺造営の有様をして、賀茂川に、

「いかだといふものにぐれ・ざいもくをいれて、さをさして」云々<sup>(12)</sup>とあり、又、おんがくの巻にも、

「みづのをものまもなく、いかださしておゝくのぐれ・ざいもくをもてはこび」云々

と見えていて、建築材料として、まだあまり加工されていない木材であらうという見当がつく。

又、少しく時代は降るが『増鏡<sup>(13)</sup>』（新島もり）に、源頼朝が橋本の宿（遠江）についたらば、遊女が来たので、「橋本の君になにをか渡すべき」

と詠みかけると、梶原景時が、

「たゞそまやま山のく、あらばや」

と附けたと記する。<sup>(14)</sup> 「くれ」が「そまやま」(木を切り出す山)の縁語として用いられているので、これによつても、「くれ」は、あまり加工されていない木材と推測されるであろう。

とは申せ、また無条件に、すべての建築木材一般を榑といつたとする

<sup>(15)</sup>

と、少しく行きすぎのようである。

例えば、此の佐理書状より少しく時代は下るが、天喜五年(一〇五七)の東大寺の修理所が所々の修理を注進した日記をみると、所用の資材として、「榑」をあげるのに「材木」・「歩板」・「志多知木」・「比曾」の如き項目を之に並べて記るして、榑は「材木」其他とは別に扱われた特殊なものようである。

次に、日本建築史を専門とされる関野克博士は幸い本所の所長と仰ぐところで、いろいろと懇切な御指導をたまわることを得て、まず『延喜式』<sup>(17)</sup>(卷十七、内匠寮式)から、榑の用いられる品目をかなり多くひろい出すことが出来た。

### 【一表 参照】

これを通覧すると、要するに調度品と概括することの出来る品物の木質の部分、特に骨の部分に榑がつかわれていたことがわかる。

次に、これも関野所長の御示教にもとづくものであるが、『儀式』<sup>(18)</sup>、『儀式』<sup>(19)</sup>(践

祚大嘗祭儀、中)に、大嘗宮の悠紀の院・主基の院の正殿の建て方をのべて「以檜竿為承塵骨」といい、そのあとに所要の材料をしるした中に「承塵骨料、檜樽卅四村」とみえている。承塵とその骨とは後世の天

井板と天井の板受け木の原始形態ともいべきものであつて、その承塵の骨に檜竿をつかうというのは、「ひさを」はつゞまって「ひそ」となり「比蘇」と表記されているものと同じであるといわれており、一方又、後世でも天井の板受け木を竿縁さやぶちというのは或いはこの古代の檜竿の語がのこつたのかもしれない。いずれにしても天井の板の受け木が「ひさを」であつて、その材料が檜樽であると儀式はいうのであるから、樽は加工されて竿となる、すなわち竿の一段階前の材料であることがわかつた。

このように建築における使用の事例も明らかにされたが、もう一つの資料としては、かつて福山敏男博士が研究され、その際、私も少しく御手つだいさせていただいたことのある、いわゆる『材木注文』<sup>(20)</sup>(陽明文庫・白鶴美術館・宮内庁蔵)(挿図甲・乙・丙)がある。この文書は平安時代、恐らく高貴の貴族の邸宅を建築する資材としての木材の種類・数量を見積ったもの(支度)と思われるが、その中に榑があらわれる。そのあらわれ方をみると、

①「内作斬」の内訳の中に「檜大榑」及び「杉大榑」がある。

②又別の「内作斬」の内訳の中に「檜大榑」及び「借葺斬 大榑」がある。

③「内作斬」の内訳の中に「檜大榑」がある。  
(なお、右の他にも、断簡であるなどのために所属・関係の明らかなない「借葺斬 杉大榑」及び「楓大榑」がみえる。)

内作・内造を同じことが漢字を違えて書かれたにすぎないとし、両者は和語のウチヅクリをあらわしたものと解すれば、「うちづくり」といふ語は、例えば、『宇津保物語』<sup>(21)</sup> 楼上、上に、京極に楼を造営することの

段に、「樓の勾欄などあらはなるうちづくりなどには」云々という例があり、この例によれば勾欄すなわち欄干はうちづくりの一つであつて、内作りはいまいう造作、すなわち建築の骨ぐみが出来たあとそれにつくりつける取りつけもの、仕上げ材等を指すものかと思われる。このよう

な内造りにつかわれる木材が搏といふことに、この材木注文によると帰納されるのである。<sup>(22)</sup>

今、問題である佐理書状の搏に戻つてみると、その用途は、家屋全体を新築しようとするのではなく、既に出来ている家屋の破損を修理するためのものであるから、この造作用の搏とほど同様の関係にあるものと思われる。

更に、今一段、佐理書状に於ける搏の使われ方に近いものを探し求めると、古く、正倉院文書の『造石山院所解案』<sup>(23)</sup>（天平宝字六年閏十二月廿九日）の中に「檻搏六百六十八村」の用途をしるしたうに「八十七村古板屋等修理料」がみえていて、まさしく修理に搏が用いられていたことがわかる。（挿図7）（二表甲30）

又、佐理の書状に近い年代の例として、長保二年（1000）の東寺の『造東寺年終帳』<sup>(24)</sup>、すなわち年末の收支決算書に、西院を修理する

（「修理西院」）材料として、

「大搏二百寸」（寝殿加葺料）

「中搏卅寸」（ク 隔離戸作料）

「凡搏六十寸」（ク 天井作料）

がみえる。なお、そのあとに「築垣」の所用に「搏千五百寸」があげられている。（二表乙(1)

また『東南院文書』の、東大寺の「修理所 注進天喜四年所々修理記<sup>(25)</sup>」によると、北室馬道東第一房を修理する所用の中に、「搏」が用いられている。（図版Ⅷ b）或いは、又、先述の「修理所 注進天喜五年所々修理日記」にも、

國分御門北大垣修理の所用に 搏七十寸

中御門北大垣修理

搏三十寸

閨馬道の隔に

北室馬道の東隔に

瓦竈屋に

搏二百四十寸

以上、合計「搏二千九十寸」<sup>(26)</sup>がみえているのである。（挿図22・二表乙(5)

・参照）

佐理は、この書状によれば、邸宅が「垣壁全カラズ、内外隔テ無<sup>(27)</sup>い」ので、「修造ヲ加ヘント擬<sup>(28)</sup>」したというのであるから、これら修理や垣に搏が用いられている例は、ちよど佐理書状の搏を説明するのに適当であろう。ことに天喜五年東大寺修理の搏の分量の如きは佐理書状の二千村にほんんど同じく、大いに参考になるものである。

ところで、又もとへ立ち帰つて、この日本語「クレ」に対する漢字は、どういう字、どういう形の字なのであらうか。今日の辞書を見れば搏にきまつてゐるが如くであるが、実はそう簡単にはいかないと、私は思う。まず、当の佐理の書いた字をながめると、旁は「専」をくずしたように一往思われるけれども、ちょっと『草露貫珠』や『草字彙』

の類を引いてみても、「専」と「專」との草書体、具体的には「博」・「傳」・「薄」等のその部分のくずし方と、「専」や「傳」・「轉」等のその部分のくずし方とは、頗る相ちかく、或いは又全く同じ場合さえ見られるのである。

正倉院文書に出る「クレ」に相当すると思われる字は大体「搏」の如き形に書いてあるのが標準的と思われる。そこで、そのつくり「専」は「専」の方であろうか、「専」であろうかを考えてみると、正倉院文書でも

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 博士     | (昌泰二年五月十四日・天徳元年十二月一日 太政官牒) |
| 薄。讀。   | (天平二十年六月十日 寫章疏等目錄)         |
| 薄。賽。   | (弘仁九年三月二十七日 酒人内親王施入狀)      |
| 傳。讀。星經 | (天平二十年六月十日 寫章疏等目錄)         |

### の場合と

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 専。受。 | (寶龜三年二月二十五日 文部濱足解)  |
| 傳。聞。 | (延暦二十四年四月二十四日 太政官牒) |
| 傳。燈。 | (天安二年十二月二十五日 太政官牒)  |
| 轉。任。 | (承和五年正月二十六日 僧綱牒)    |

等の場合と、即ち、「専」と「專」との間で字形に何ら区別がないのである（以上は『正倉院の書蹟』日本経済新聞社刊行・昭和三十九年十二月）について観察した。）

であるから、正倉院文書のクレにあてられた文字「搏」が、旁が「専」か「専」であるか、なんとも極めがたいと言わざるを得ない。

この様な状態は中世でも同様であり、降って近世にとんでも江戸時代の辞書がどう教えるかみると、驚いたことに、「くれ」に「搏」の字

をあて、「ハク」と音を付したのもあるかと思えば（宝永元年『江戸大節用海内藏』）、はつきり「搏」をあて、音を「セン」と注した書もあるのである（嘉永四年の『大全早引節用集』<sup>29</sup>）。

結局、常用の文字としては「くれ」の文字は専ら訓でよまれたものであり、字音が問われたことは殆んどなかつた事であろうから、旁が「専」であるか「専」であるか、「ハク」の音か「セン」の音かなどいうことは、源順をはじめとした学者の術学が字書でも作ろうというような時だけ問題として生じたものであり、いささかその字義に関聯の認められるらしい漢字「搏」をあてた者もあつたろうし、さして穿鑿もせずに「搏」ですましたものもあつたのであるうと、この様に私は考えるのである。

### 四 搏の単位「村」

#### イ 材か村か

次に、佐理が必要とした「搏」の数量をいう単位として書状に用いられている語（第六行第五字）は、「村」と訛読するのが自然である字形で、事実そう読んでいる訛文も見られないことはない。<sup>31</sup>

ところが、搏の単位といふに「村」ではおかしい、「材」なら搏にあうとしたのであるうか、「材」が「正しいこと」というまでもあるまい」といつている論文があり、また一応「村」とよみながらも（材）と傍注している訛文も少くない。

しかし、「材」がよいとするならば、原本と見て差支えないと思われるこの書状は、どうしてそれを「村」の字に書いたのであろう。簡単に書き誤りですませられるか、どうか。白紙から出発して、いま一ぺん見

直し、考え直してみよう。

木材についての単位としてこの語「村」を用いたものには、『類聚三  
代格』(卷十八 材木事)がある。それにおさめた貞觀十年三月十日の太  
政官符<sup>(32)</sup>に、「檜榑卅二村」「檜榑廿村」がみえる。もつとも、新訂増補國  
史大系本では「材」とあるけれども、尊經閣文庫藏室町時代古写本を検  
すれば、二例とも確かに「村」とあって、同じ官符の中の「材木短狭」  
「不如法材」「量材長短」などの材の字と明確に区別がついている(図版  
IX)。

次に、前に第三章にあげた儀式の大嘗宮悠紀院・主基院の正殿の建材  
としてあげられていた「檜榑」の数量・単位も「卅四村」とあること、  
これも尊經閣文庫藏の写本を検して確実である<sup>(33)</sup>。

更にまた延喜式がある。榑幾の下にこの語が現われること、神祇・内  
藏・内匠等の諸式の多くの箇所<sup>(34)</sup>に亘るのであるが、現今学界に提供せら  
れた活字本で、新訂増補国史大系本は、「村」とあつたり、「材」とあつ  
たりするけれども、「材」の方は原「村」に作つてているのを改めるとい  
う校注<sup>(35)</sup>があり、すでに、そう簡単に「材」にきまつてゐるとする事が出  
来ない問題であることがわかつてくる。しかるに、また延喜式で、この  
「村」を本によつては「寸」<sup>(36)</sup>に作ることがあつたり、「寸」とあつて校  
訂本<sup>(37)</sup>(出雲版)が「材」と改めてあつたりするものがある。

延喜式卷一、神祇一、四時祭上、平野神四座祭の項の、一条家本(平  
安時代後期の書写といふ)の書き入れに、<sup>(40)</sup>

「檜榑一村」  
ヒトムラ

俗用ニ「寸」字。有ニ「木」篇可レ爲「本儀」也。私案、同紀、『疋』ヲ「ム

ラ』ト點。』

とあり、「檜榑一村」について「一村」の右傍に「イスム」また左傍に  
「ヒトムラ」と仮名をほどこしてある。(「イスム」の「イ」は、「イツ」の  
促音の表記を略したのであろう。)これによれば、音で「スム」(スン)、ま  
た訓で「ムラ」ともよんだことになる。

なお、この書き入れには、そのあとの方に「私案同紀疋ヲムラト點」とい  
つていて、この木材をはかる単位のムラの語を、卷いた布帛をかぞえる單  
位の「ムラ」(疋)と同語と考えたかに思われる。

そして、この書き入れの文章を考えると、この単位の字を略字で「寸」  
と書いたという趣であり、且つ本字、すなわち木偏のついた全字は「村」  
読み方も「スム」もしくは「ムラ」とするのであるから、形から見ても  
読みからいっても、この単位は「村」であることもつとも明らかであつ  
て、決して「材」ではないのである<sup>(41)</sup>。

又、この「寸」という単位ならば、平安時代の原物の文書に疑うべか  
らざる例を少なからず見いだすことができるるのである。

すなわち、此の『去夏帖』を書いた佐理にそつ隔らぬ年代のものと思  
われる文書、先述もしたいわゆる『材文注文』<sup>(42)</sup>に(挿図甲・乙・丙)

「借葺新大榑六百寸」

「檜大榑五百寸」

「杉大榑三百寸」

「檜大榑八百寸」

「楓大榑五千寸」

等というような記載がみられる。

の大治二年（一一二七）六月一日の条に「大筏二艘、樽十萬寸」の如き例もみられる。

又、鎌倉時代及びその後までも、この寸はまだ生きている。お若い頃、伊勢神宮の建築の歴史的研究の大業をなされた福山敏男博士の御教えにしたがつて、代々の『神宮遷宮記』を検したところ、建久九年度「江津利縫柱切手料樽」の数量として「八十寸」その他、仁治三年度「縫柱井木手料樽」の数量として「七十寸」、永仁五年度「縫柱井木手料樽」等の数量として「五十寸」等、嘉元二年度「縫柱井木手料樽」等の数量として「七十寸」等、応長元年度「縫柱井木手料樽」等の数量として「七十寸」等、が見られる。<sup>44)</sup>

次に、金沢文庫古文書の『称名寺造営料材木足注文』に「くれ五寸代五十文」、また、同文書『吉丸名等注進文』に「元正名樽卅寸」等の例が存する。又、教王護国寺文書の『東寺諸堂修理文書集』暦応三年二月に「ゆわミくれ 十五寸 代百文」、いま少しく下つて、応永廿九年十一月の『御成方用錢下行切符等集』に「かいふのくれ四百寸 代一貫五百文」のような例がつゞいている。

しかし乍ら、もう一步深くすゝめて、確實に原字そのものについて「材」か「村」かを検するために、一時代溯つて、奈良時代のそれをさぐつてみるとしよう。

「村」について正倉院文書をしらべると、そのうち建築・土木関係の文書に樽の単位として問題の「村」の字は、二表甲（図版Ⅷa・挿図6・7・9・12・13・18・21参照）にしるす如く頗る多く出てきて、且つ、

所々修理記・長保二年東寺の造寺年終帳にも「寸」が用いられているのである（二表乙参照）。

そして、このほか、前章に掲げた東南院文書の天喜四・五年の東大寺

更に、もう少し時代が下つても、文書ではないが、『大外記師遠記』

挿図丙 造営文書  
(材木注文)  
白鶴帖 白鶴美術館蔵

挿図乙 造営文書  
(材木注文)  
陽明文庫蔵

挿図甲 造営文書  
(材木注文)  
陽明文庫蔵

## 正倉院文書(I)

藤原佐理書状  
去夏帖  
について

挿図4 続修後集 第四十卷  
(現 続修後集第三十一卷)  
三表一4

挿図3 続修後集 第四十卷  
(現 続修後集第三十一卷)  
三表一3

挿図2 続修  
第三十三卷  
三表一2

挿図1 続修 第三十二卷  
三表一1 参照

挿図7 続修 第三十六卷 裏書  
二表甲-30

挿図6 続修 第三十六卷  
二表甲-32・33

挿図5 続修  
第三十六卷  
三表-50

正倉院文書(II)

挿図11 続々修 第四十二帙  
第五卷  
二表甲—35

挿図10 続々修 第三帙 第一巻 裏書  
三表—21

挿図9 続修後集 第  
四十三卷 裏書  
(現 続修後集 第  
三十四卷 裏書)  
二表甲—16

挿図8 続修後集 第三十三卷  
裏書  
三表—42

挿図14 続修別集 第三卷  
(現 続修別集第三十六卷)  
三表—7

挿図13 続修後集 第四十三卷  
(現 続修後集 第三十四卷)  
二表甲—9

挿図12 続修後集 第四十三卷  
(現 続修後集 第三十四卷)  
二表甲—9

### 正倉院文書(III)

藤原佐理書状  
去夏帖  
について

挿図17 東南院文書  
第三櫃 第三十二卷  
三表—69

挿図16 続々修 第四十  
二帙 第五卷  
三表—32

挿図15 続々修 第三十八帙 第九卷  
三表—45

挿図19 続々修 第四十五帙 第三卷  
二表甲—2・三表—43

挿図18 続々修 第四十五帙 第三卷  
二表甲—2

正倉院文書(IV)

美術研究 第三〇八号

挿図21 続々修 第四十五帙 第六卷 裏書  
(現 続々修 第四十五帙 第六卷)  
二表甲-12

挿図20 続々修 第四十五帙 第四卷  
二表甲-26

挿図23 東南院文書 第二櫃 第三卷  
二表乙-6

挿図22 東南院文書 第二櫃 第三卷  
二表乙-5

その字体は、明らかに「材」である場合の字と比較すると確實に差異があり、一方、明らかに「村」である場合の字——「村刀祢大伴虫万呂」・人の名「石村熊鷹」・「村山首麻呂」、その他地名の何村の如き——と一致して、「村」であること疑いを容れないものである。

なお、近年多量に出土して古文化研究に新分野を提供しようとしている謂わゆる木簡は、いまだその全貌を検討するのに容易ではないけれども、幸に奈良国立文化財研究所が発行してくれる概報によつて一斑をうかゞうに、これにおいても「村」を発見することが出来るのである。

例えば、『平城宮発掘調査出土木簡概報』<sup>(50)</sup>（所載 6AAG・AH-SD 4951

JC  
46  
019  
<sup>(51)</sup>  
号に

〔搏カ〕  
〔口十八村〕<sup>(52)</sup>  
〔車賃カ〕  
〔百廿文〕<sup>(53)</sup>  
〔傍注は概報  
編者の加注〕

同概報

SD5780 HB  
57 081号に

「□六千二百村」

「□六千四百村」

等がある。腐蝕・破損のため完全でないのは全く残念であるが、やはり

同類の「村」なのであらう。<sup>(54)</sup> なお、今後の出土に期待したい。

正倉院文書や木簡は確実な証拠とするに足りるものであつて、かく一見不思議ながら実は「村」であることを断言したい。

もつとも、かようにはざらわしく使用例を調査したことも、実は無用

だつたのであって、字書を検すれば、平安時代の古字書として著名な『色葉字類抄』（尊經閣文庫所蔵三巻本）<sup>(55)</sup>に、洲、員数の項に、はつきり

「寸・十分為寸  
村同  
・村員也」

とあるではないか（挿図丁）。前に引いた延喜式一条家の書入れに「村」を「スム」とよんであつたのも本書に一致して、面白い。

挿図丁 色葉字類抄下117オ 前田育徳会蔵

□ 村の音とその源流

「村」の字は、普通「ソン」という音でよむことは勿論であるが、この搏の単位の場合、よみ方が「スン」（スム）であるというは耳なれない。<sup>(56)</sup> 「村」の字の音は韻書——『廣韻』の類や『韻鏡』で検しても「ソン」の方が正しい音とみとめられる。<sup>(57)</sup> しかし、この字の音符部分である旁の「寸」は「スン」とよばれており、そのよみ方が古くまた広く流布した音であったことは、平仮名系の「す」の仮名が「寸」の字から出ていることを考え合せてすぐわかる。

ところが妙なことに、「寸」の字の「スン」という音は韻書・韻鏡でしらべると正しいものではなく、実は、「村」と同様、「寸」も正しい字音としては「ソン」とよむべきなのである。<sup>(58)</sup> どうして搏の単位の「村」

が「スン」とよまれ、又、「寸」も正しくない「スン」の音でよまれたのであらうか。私は「寸」の字の一番多く用いられる場合は長サの単位、尺寸の寸としてであり、「村」が「スン」とよばれるのも榑を数える単位の場合であることに注目したいと思う。

なお、「寸」の字音が「ソン」であることを、昔の日本人は知っていた。『伊呂波字類抄』十巻本卷<sup>(61)</sup>四所、疊字に「寸陰 ミ心 ミ丹 ミ禄」の熟語をあげ、寸陰に「ソンイン」と仮名をほどこしてある。このように、熟語漢語となれば正しく「ソン」とよんでいるにもかかわらず、日常の度量衡の尺寸の寸は「スン」という異様な音でよまれていたわけで、そこには何等か淵源の深く特殊なものがあると考えるべきであろう。

尺寸は支那の度量衡が日本に入ったものであるけれども、そのはじまりは、建築その他の生産技術と共にそれに用いる単位として導入されたことと思う。そして、そのような建築等の技術などが古く朝鮮から伝えられたことは明らかである。朝鮮から伝えられた建築等の技術に伴って導入された度の単位「寸」のよみ方が朝鮮字音であったと推測するの<sup>(62)</sup>は、容易なことではなかろうか。唐尺の前の度法として高麗尺が行なわれたことによつて又、このことは分明であろう。

この想像がまちがつていなければ、「寸」の「スン」と同様、正しくない字音スンでよまれる主として榑の単位「村」も亦、朝鮮から建築技術などと共に伝わつたもので、そこで「村<sup>(63)</sup>」などの字音「ソン」とはちがつて異様な音の「スン」でよまれたのではなかろうか。よみ方と共に榑の単位「村」の源流が朝鮮にあつたことを、私は仮説として提示しておこう。<sup>(64)</sup>

なお、この単位の「村」は、前にもちよつと言つた如く奈良時代には文書でも「村」字が用いられているが、このような実用的な文字は、ことに又同一文書に何回もしるしたりすれば当然、省略がほどこされるものであつて、「寸」の字体も現われ<sup>(65)</sup>、平安時代になると、格・式のような法制書の正確な用字・或いは色葉字類抄が示し教える規範に於ては「村」であるけれども、文書類でしきりにあらわれる殆どすべてが二表乙にみる如く、「寸」となつてしまつたようである。

ところが平安朝の文書として、この佐理の書状は「村」を用いている。これはどうしてかと考へるに、佐理はさすがに書家であつて、書状においても略字（省文）を用いることを好まず、正しくきちんと本字「村」を書いたと解することができぬであろうか。

以上、榑について「村」という単位が行なわれたことを述べたのであるが、しかし、榑の単位は、時代的にいつて終始「村」であつたわけではないのみならず、同時に「村」のほかに他の単位も亦つかわれていた。すなわち、奈良時代正倉院文書によつて「榑○○村」という例が見だされると共に、「榑（久礼）何枚<sup>(67)</sup>」及び「榑（久礼）何枝<sup>(68)</sup>」と数えた場合も見つかるのである。そこで、それならば「枚」とか「枝」とかいうのと「村」とは言葉や文字が違つても同一の単位であるのか、或いは「枚」や「枝」は「村」とは違つた数え方であるのか、その細かい検討は後日を俟つとして、いま想像するところでは、等しく「榑」といつてもその切り方の厚い薄いの差などいろいろと違つて、そうした種類の違う榑に対して違う単位も用いられたのではなかろうか。そして、

平安・鎌倉・室町時代にかけて、「村」が木偏を省いて「寸」と書かれているが如くに、木偏を省いた「支」が「寸」とならんと博の単位として頻繁にあらわれる。<sup>(69)</sup> なお、又、江戸時代には、博木の単位として「挺」といった例がある。明暦の大火灾で松平信綱の屋敷が焼けた時、將軍家から、「良材千本・博木千挺」をたまわつたと『寛政重修諸家譜』<sup>(70)</sup>に記されている。

ハ　どのような数量か

次に、この「博幾村」という単位はどのような数量を示したかということを、考えてみよう。

一般に単位には二つの種類があると思う。或いは学問上術語が既にあるのであらうが、私は一つを「定量的単位」、他を「不定量的単位」とわけてみると、例えば「鶏卵五個」というような「個」は、大きい卵も小さい卵もあるけれどもひとしく個とよぶので、これは不定量的である。それに対し、「卵三〇〇グラム」といえば（大凡そ五個にあたるが）、その単位の「瓦」はいずれについても変らない定量である。この博の村は、結論からいうと、不定量的単位だろうと思う。

しかし又、時には半村とか幾村半とかいうような用例もみられ、定量的単位ではないかという疑いも持たれようが、例えば労力で三・五人というような時は、○・五人は考えの上、計算の上で存するだけのことである、実際には半分にきつた人間であるわけではない。半村もそのようなものであつて、考え・計算の上だけのものであつたのではなかろうか。そして、また「村」のあらわれる例をみていくと、その場合々々で異なる法量を注記している例がある。

例えば、延喜木工寮式、檜樽の条には

「樅博五十村 各長一丈二尺、広六寸、厚四寸」

とことわっているかと思えば、同内匠寮式、屏風の条には  
「檜博一村 長五尺二寸、方二寸」

の注記がある。

前者では一村の体積二八八〇立方寸であるのにくらべ、後者は格段の相違でわずかに二〇八立方寸である。このように一村といつても実質がずい分いろいろであるようである。

或いはまた、延喜内匠寮式、年料屏風の条のように「樅博大七十五村」<sup>(71)</sup> という用例もある。大が村にかゝるとしても、博にかゝるとしてもいずれにしても大とそれに対する小（小は、或いはなんともことわり書きしていないのがそれかもしれない）と区別しなくては村という単位は厳密でなかつたようである。このような使い方からみて、村は或る一定の体積をあらわすような定量的単位ではなく、むしろ一本・二本というような單純な、不定量的単位ではなかつたかと思われる。

これをもつとも明瞭にしめすのは、延喜斎宮式の造備雜物の条の「櫻卅四村」<sup>(72)</sup> の註で、それによると、

一村	長三尺	徑八寸	厚三寸
一村	長一尺二寸	徑九寸	
四村	各長三尺	〔廣九寸〕	
二村	各長一尺八寸	徑八寸	
二村	各長一尺七寸	徑一尺	
三村	各長一尺	徑八寸	
四村	各方一尺八寸	〔長九寸〕	厚八寸

一村 「各」<sup>(6)</sup> 方九寸

四村 各長一尺八寸 厚方一寸二分

十二村 各長六尺 方三寸五分

とするしてあって、卅四村とまとめてあるけれども、殆んど一村づつマチゝの体積のもので、それを合せて卅四本、というようなものである<sup>(76)</sup>。

延喜式の中で、榑はこのような相違がみられるのみならず、一方には又時代による変遷も存するようである。右にのべた木工寮式桴擔の一村の数字は、類聚三代格<sup>(77)</sup>(卷十八、材木事)をみると、延暦十年六月廿二日の太政官符(應定榑丈尺事)に、諸国交易の榑について詐偽違法が多いので寸法を法定した数字がそれであって、こゝから淵源したものと思われるが、この格式の法量で何時までも続いたわけではなく、鎌倉時代には又別に、幕府が、建長五年十月十一日、和賀江津において、榑は長サハ尺もしくは七尺と指定している<sup>(78)</sup>。

以上のように村は不定量的単位であり、その寸法が指定されても、同時に、また時代が違えば当然、ずい分差違があつたのであって、この佐理書状の「二千村」が定量的にいえばどのくらいかは殆んど推測の根拠がないとすべきであるが、しかし、仮りに延喜式の桴擔の村の数字すなわち「各長一丈二尺、広六寸、厚四寸<sup>(79)</sup>」が一村の一番標準的なものであつたのではなかろうかとして、それによつて佐理の必要とした二千村を換算すれば、体積五七六〇立方尺、メートル法に換算すれば一六〇・二八立方米である<sup>(80)</sup>。

更に、これがどのくらいの金額にあつたことであろうか。これはま

すく想像になるけれども、榑一村の代価をしるしたものとして、錢による価格は奈良時代の史料しかないものであつて、時間的にはずい分ずれているけれども、それを承知のうえで佐理入用の二千村が錢いくらかを計算してみよう。勿論、前述の如く榑は不定量的単位であるから、同じ一村、恐らくは一本、大小さまざまであつたのにしたがい、価格もまた区々であつて、正倉院文書によると、

一村 十二文 一村 十五文

一村 十六文 一村 廿九文

の例がある<sup>(81)</sup>。以上を平均すると十八文である。この数字がどれ程の意味を持ちうるかはしばらくおき、仮りにこの計算により十八文を一村の価格として佐理の二千村を勘定すると三十六貫にのぼるのである。

次に、実際に佐理に近い時期のものでは、この平安時代中期に榑一村の値として、米の配当をしるした史料がある。前述もした長保二年十二月廿九日の造東寺年終帳によると、

「大榑」は「直」<sup>(村)</sup>「寸別四升五合」

「中榑」は「寸別二升五合」

「凡榑」は「寸別一升四合」

佐理の文書の榑二千村を大榑とすれば、それは米九十石に値し、中榑で計算すれば米五十石、凡榑だと二十八石となる。いろいろの条件、例えば升<sup>(82)</sup>の容量であるとか、米の質であるとかも考えに入れなければならぬのであるけれども、大ざっぱにみれば現今一標準家庭の一日の米消費量を一升として大陰曆により三五五日<sup>(83)</sup>として二十五ヶ年余を支えるに足るのが大榑二千村に相当する米であり、中榑でも右の家族をゆう

に約十四年間、凡搏で八年弱さゝえるのである。佐理の欲するところの搏の価値をこの方面から考へるとこういう結果になる。

佐理が必要とした材木は、その分量および価値、およそ以上のごとくであるが、更に、現在の金額にしてどれ程のものであろうかを考えみると。即ち、現今の木材価格で比較してみると、昭和四十九年六月廿七日<sup>(83)</sup>檜正角（吉野材一等）一〇・五cm×一〇・五cmは一立方米につき安値一五万円高値一六万円（東京 大阪同じ）、杉正角（紀州材一等）一〇・五cm×一〇・五cmは一立方米につき安値八万円高値十万円（東京 大阪同じ）が卸の相場であり、その十二割乃至十三割が小売値段であるからいまそれぞれ中間をとつて檜材一立方米十五・五万円、杉材一立方米につき九万円としその十二・五割を小売値段として計算していくと、佐理が得ようとした搏（一六〇立方メートル）が檜であれば三千一百万円見当、杉であれば一千八百万円見当にのぼるとみてよいであろうか。修理料の木材だけでこれだけ要るのだから、佐理の負担、同情に価いするのであり、また平安貴族の生活の規模についても、一つの推測の根拠となるであろう。

## 五 どこから「解纏」し、どこに「著岸」するか

このような分量・価格の搏を、佐理は大林という庄園から徴しようとした。思うに大林の称は、その地に森林あるところから出た地名であつて、まさに搏を出すのにふさわしい庄園とまず推測ができるのである。

しかし乍ら、『莊園志料』に付せられたところの『莊園索引』を検索したが、意外にも大林庄はみるところがないのである。そこで近代の地名について大林をもとめてみると、明治十八年内務省地理局編集の『地名

索引』に村名で「大林」がハケ所存し、この中三所が近江の中であることが目にとまる。近江といえば、さきにみた延喜式に年料屏風の骨に用いる溫搏の産地としてあげられているところであり、また、正倉院文書にも搏を近江の山、特に高島山から多く得ることがみられる。類聚三代格の延暦十年の太政官符<sup>(84)</sup>—應定搏丈尺事の條の諸国交易の搏の中にも產地として近江の国がみえている。大林の地名が $\frac{3}{8}$ 近江にみられるのは故なしとしないであろう。そしてまた、これにてらして、佐理が搏をそこから得ようとした大林庄の所在をこの近江の国とするのはかなり蓋然性が高いのではなかろうか。

しかし、第二案としては、また考えれば、往古、搏の主産地といわれたのは安芸国であつたらしく『新猿樂記』に「諸國ノ土產」の中に「安芸ノ搏」をあげており、それを裏書きする如くに、大外記師遠記、大治二年六月一日条に、中原師任が安芸守の任にあつて、毎年の所得の中に「搏十萬寸」があつたことがしるされている。このように盛んに搏を出した安芸国に大林の地名を求めるに、安芸郡に可部・町屋の東北方に大林村がある。もとよりこの地名がいつまで遡るかなど、くわしく検討しなくてはならないことであるけれども、或いは佐理が搏を得ようとした大林庄をこゝと考へてもよいかも知れない。

佐理は、邸宅修理の材料として、二千村の搏を直接庄園から得ようとしても、大林庄は搏をおくつてくれず、仕方がないので俸給で搏を買おうとするのである。すなわち自分の兼官である伊予の權守に対する俸給で買うわけであるが（「所待者、予州之微俸而已」）、その俸給が入るの

は、「伝聞、刺史解纏之刻、今月中旬云々。著岸之日、未<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>其程」：」とかこつてある。すなわち、「伝え聞くところによると、刺史（国守の唐名）伊予守はやつと今月中旬に解纏（舟出）したばかり」ということであり、その著岸・到着がいつになるか分らないから、私の権守としての俸給もいつ入ることやら」と、佐理はあせっているのであるが、これは、どういう状況であるか、文章として二つの解釈が可能である。

(一)は、伊予守の解纏は、本州の港を出港すること、したがつて著岸は任国伊予の港につくこと、それに対し、(二) 解纏は伊予の港を出発することで、著岸は本州の港に帰りつくこと、この二つの解釈が可能となるが、どちらがこの書状の実情にかなつてゐることであろうか。

それについて(二)の解釈を考えてみると、この書状の書かれたのが十月下旬(廿五日)であつて、その前の一句(中旬)に国司が伊予を出発した、その噂が(「云々」というのは、今日のように下略、もしくは中略というような意味でない。現代の口語に訳せば「へといふことである」とか、「へといふ噂・評判である」という意味に往時は用いたものである)、当の国司の船が、「著岸ノ日、其ノ程ヲ知ラズ」で、まだ本州の港に帰着していないというのに、それよりも早く(「国司が伊予を舟出した」という伝聞がどうして都に伝わりえたであろうか、いまのような電信電話などありはしない当時に。たとえ、その伝聞は本月中旬に刺史が解纏したという事実の伝聞ではなく、それより以前にたてられた守の解纏の予定月日が都に早くきこえたものとして(二)の解釈が可能であるとしても、伊予を出発したうえでは、瀬戸内海横断にどれだけ難渋するとしても、そんなに長い年月かかるわけではないのだから、それ程佐理はイラ、あせらなくてもすむで

あろう。この点からも(二)の解釈はあたらないとしてしりぞけるべきであろう。

これで(二)の解釈が成り立たないとすれば、残る(一)の解釈に当然よらなくてはならない。すなわち国司が任国へ今月中旬やつと出発したといっていたらくで、伊予に着くのが何時になるか、まして、それから任国でいろ／＼徵集をして、それを持って、また瀬戸内海を渡つて、都に帰りつくのはずい分さきのことであつて、さればこそ佐理はあせるのである。

佐理は伊予権守としての給与をあてにして国司が帰京するのを首を長くして待つていたのは、任地に赴いた国司、すなわち、いわゆる受領は、京にのぼるに際しては「受領はたぶるゝところに土をつかめ」(今昔物語)<sup>(87)</sup>の気象をもつて地元から徵收したところのものを、陸ならば馬・車、海ならば船に満載して持ち帰るのである。これをしめす修辞は例を得るのに難くないが、具体的に数字を以つて言つたものとしては、少しく時代が下るけれども、前述もした、大外記師遠記大治二年(一一二七)六月一日条に、その祖父中原師任は安芸守として一年の収入、米一万石・大築二艘・樽十万寸・雜穀八千石、父師平淡路守の年収、米六千石・塩五百余石、また、同人土佐守としては毎年米三万石、輕物卅万疋・油百石・糒三百石・白布三千端、その他あげて數うべからずという勢いであったとするしてゐる。また、『雲州消息』<sup>(89)</sup>の土佐守平の書状によると、「秋風解纏、昨日入洛」としるしてあって、任国から船出して都に帰ってきた土佐守は、その書状の中で「珍奇ヲ隨身シ、具微志ヲ表ハス。而ルニ船遲ク來リ、自カラ以テ懈怠セリ」といつてゐる。つまり

国司は任国から収納したものを船積みして持ち帰り、その中から顕要の人等に贈っているのである。佐理は正任の伊予守がこのように任国伊予

から収納物を積み帰るのを待つて、その中から自分の得分（或いは前記中原師任の安芸守としての所得に樽が挙げられているように、樽の現物）をわけとつて修理の用に充てようと首を長くして待つていたわけである。<sup>(90)</sup>

文中に、お名前をあげた方の外、宮内庁書陵部・正倉院・前田育徳会尊経閣文庫常務理事太田晶一郎氏の御厚意に感謝申し上げます。

註(1) 全と内との間に右傍に書きたした文字がある。恐らく一字と思われ「乎」のよう

にも判読されるが、どういうつもりでこれを書したのかよくわからない。「垣壁不レ全、内外無レ隔」という今までよく出来た句であつて一字も加える要はないよう感ぜられるのであるが。但し、又、その傍書の一字は、本文の書風の佐理特有の、ふしのある書風に比べると、なだらかで、相い似ないかと思われる。同じ行の上方「自臨見」の自と臨の間に「先」の字を傍書したのは、本文の書と同じ書風で、まさに佐理のものと思われるが、それに比べ、これは他人がなんらかの意味をもつて書き入れたのであつて、佐理の本文の中に入れて読むべきではないかとも思う。

(2) 国書刊行会本 玉葉 第一 卷十七 四七四頁

(3) 同 右 卷十六 四三五頁～四三七頁

(4) 新訂増補国史大系第三十二卷『吾妻鏡』第三 元暦元年十二月廿五日の条(一二九頁)

(5) 平凡社『書の日本史』第三巻鎌倉／南北朝 元寇II 図版一三八(一七八・九頁)

(6) 『史料綜覽』卷五鎌倉時代之二 二四八～二六〇頁参照。

(7) もつとも、今年の夏と解しては、一番早い四月のこととしても、十月廿五日までようやつと七ヶ月（その間にもし閏月が有れば八ヶ月）すぎただけであつて、この月数の不在ぐらいで「垣壁不レ全、内外無レ隔」というような破損に至る事はないであろう、やはり、去年の夏のことであつて、十九ヶ月乃至十七ヶ月（閏が有れば、二十ヶ月乃至十八ヶ月）の不在でこのようになつたものとみる方が穩当ではないか、と反駁

する方もいるかもしない。

確かに去春・去秋の類を去年の春・去年の秋の意に用いたことが漢文学にみられる。

辞書に去春を「昨年の春」と解釈して、用例として白居易、種桃歌の「去春已稀少、今春漸無多」を、又、去秋を「去年の秋」として、例に、邱遲、悼往詩の「去春三五月、今秋還照房」をあげているが、これらはそれぞれ「今春」「今秋」に対しても、去年の春もしくは去年の秋の意味であることは間違いないものであろう。日本人でもこのような漢文学にならつて「去何」を「去年の何」に用いたことも或いはあるかも知れないが、一応は書状・文書の用語は文学用語とは別に日常の語例をもつて解釈すべきものとし、玉葉・吾妻鏡等の例によつて佐理の書状の「去夏」も、今年の、過ぎた夏に解したいのである。

また、今年の夏以後、半年程ではそんなにひどく破損することはないという非難について、いま一つ考えられることは、当該の建物が必ずしも新築もしくはそれに準ずるような丈夫なしつかりしたもの<sup>あ</sup>空けていたとは限らないのであって、それ迄にすでにある程度いたんでいた家屋であれば、短期の不在でも破損に拍車をかけて「垣壁不レ全、内外無レ隔」に至るとしても、そんなに不条理なことではないであろう。

(8) 卷五 調度部第十四 造作具（箋注本）

(9) 黒川本 中巻 久 雜物（十巻本伊呂波字類抄、久、同じ）。

(10) 註8 参照。

(11) 日本書紀大系75 『榮花物語』上 卷第十五 うたがひ 四四七頁。

(12) 同 右 76 榮花物語下 卷第十七 おむがく 六一頁。上掲の榮花物語の二例の「くれさいもく」は樽・木材と解すべきものである。

(13) 新訂増補国史大系本第二十一卷下『増鏡』上 第二新島もり 一九一頁

(14) 此の連歌のことは早く『吾妻鏡』建久元年十月十八日己亥条に出ており、附句は小異があつて「たゞそまがはのくれですぎばや」となつてゐるが、柏川も柏山から切り出した木を運ぶ川であつて、「くれ」の意味を証明するのに効果は變らない。

(15) すなわち柏<sup>まき</sup>から出される木材がすべて樽であったわけではない。例えば、保元二年東大寺の伊賀國の寺領の北柏出作が課せられた木材の内訳は「檜樽」「榧樽」のほかに、それとならんで、二寸半板・四三寸木・角木・延板・敷板・木舞・裏板・垂木があつたのである『百巻本東大寺文書』三十三号保元二年六月廿八日後白河天皇宣

旨（平安遺文六の二八八八）。

(16) 大日本古文書家わけ第十八 東大寺文書之一（東南院文書之一）二二四 東大寺修理所修理注進記（天喜五年十二月廿八日）二九三頁～三〇七頁

「一、上政所廳始自同十八日修理十二日」

所用材木工等

材木五十八支

榑千二百五十寸

（○中略）

歩板十二枚 比曾五十支

志多知木

同、二二三 東大寺修理所修理注進記（天喜四年十二月卅日）二八二頁～二九三頁

「惣數」

材木四百八十物 歩板百十枚 榛五十寸

比曾千八百廿支

（○下略）

(17) 新訂増補国史大系第二十六卷延喜式卷第十七 四四七～四六四頁

(18) 『貞觀儀式大嘗宮の研究』関野 克氏（未刊の玉稿をみせて下さつたのである。）

(19) 増訂故実叢書第四回『儀式』卷第三 践祚大嘗祭儀中 一〇〇・一〇一頁。

(20) 『美術研究』第百八十四号 寝殿造邸宅に關する造営文書 福山敏男氏 附載

材木注文行間書枳文 田村悦子（『日本建築史研究』続編 福山敏男氏 昭和四十六年一月、墨水書房、再録）

(21) 日本古典文学大系12 『宇津保物語』三 楼上 上 四〇三頁

(22) 桟の用途については、それを用いる建物をあげた文書は比較的多いが、その建物

のどの部分の材料に使われたかをしめす資料は案外すくない。しかし散見するものを拾い集めてみると、天井・しどみ・やり戸に使われたが（二表乙(19)参照、その他の所見もあるが略する）、特に棊にあてることが多かつたと見え、棊桟という用語も出来ていた（二表乙(3)(4)等）。そして、棊は衣釣であるし、（瓦のえつりは、瓦と垂木との間に置いた木材）、加葺（二表乙(1)・借葺（同23）に柵を充てるということとも見え。そのほか、柵桟（二表乙(6)）という語も見え、柵は和名抄で「柵柱」の字を宛てた「スケ」、すなわち「控柱」であろうか。更に又、目桟の料、針鉢の料（二表乙

(1) 〈長保二年十二月造東寺年終帳〉平安遺文二 五四〇頁にも宛てられ、おくれて縫梓及び木手（切手）の料（二表乙(24)）にも出る。

「くれ」という言葉が近頃まで用いられているのは、「柵縁」及びそれに關聯した『日本建築辞彙』によれば、「柵縁」とは「椽側ノ長ニ沿フテ板ヲ長ク張リテ造リタル様」であり、その柵縁の板が柵板、柵貫であるといふ。また同じく辞彙によれば、「尾州及ビ飛驒ヨリ産出スル櫟材」を柵木と称する由であり、「飛驒物ハ長サ六尺五寸、尾州物ハ五尺一寸乃至六尺六寸 幅六寸 乃至七寸五分 厚四五寸ナリ」といふ。或いは、これら柵縁・柵木によつて古代の柵を推察することも出来るかもしない。（柵縁の古い例としては関野克博士が紫式部日記絵巻の中の建築の縁を柵縁としてかかげられている。柵の形態をうかがうよがととなるであろう。『国宝』第二巻十一号、昭和十四年十一月発行、「縁に就いて」参照。）

(23) 大日本古文書（編年）卷十六、正倉院文書 続修三十六裏。二表甲30参照。

(24) 平安遺文二 四〇〇 造東寺年終帳 東寺文書甲 五四〇・五四一頁。

(25) 大日本古文書家わけ十八、東大寺文書之一（東南院文書之一）一一一～二二三、東大寺修理所修理注進記（天喜四年十二月卅日）二七二～二八二頁。

(26) 註16 参照。三〇六頁。

「已上惣數」

材木三百七十四物

釘二千九百冊二隻

柵二千九百寸

（○下略）

(27) この他、明らかに修理に柵が用いられた例を、註16・25、二表甲30・二表乙の外に、あげれば、

『教王護國寺文書』二 三五二号 東寺諸堂修理文書集五七一頁（暦応二年五月）、『金沢文庫古文書』第七輯所務文書編 五二九一・二号 称名寺仏殿修理料檜皮注文、五六一四号 称名寺金堂修造料足日記等にもみえる。

(28) 壇に關聯して柵を用いた例として註16の外、東寺損色檢注帳（書陵部壬生文書、二表乙(19)）に佐々垣料に柵博三千二百寸とみえる。

(29) また、これに「樽」の字をあてたものもある。例えば『和漢三才図会』(卷第八十)

一、家宅類、家宅之用)の如きである。すでに和名抄の下總本でもクレの項に「樽」

を「樽」に作っているというが(箋注による)、『篆隸万象名義』(卷第冊、木部中)に

よると、樽は「楣」(門楣)の意味であつて、くれにあたらない。一方、「樽」の字は「壁」とか「柱」とかいう意味があつて、この方がややくれに類する。そこで、「樽」

の字は、この「樽」の字の省略として出来たもので、扶桑の意味の「樽」とはたまた

ま形が同じいけれども源流が同じくないというように狩谷桜斎は考へている(箋注)。

(30) 和名類聚抄が「くれ」の漢字を「樽(補各反(○音ハク))」としたことは前に引

いた如くあるが、この字の漢字としての意義が必ずしも日本語の「くれ」に当らな

いことは桜斎の箋注もあげつらつた所であつて(既述)、『玉篇』の古本をうかがうよ

すがとして篆隸万象名義を検しても、「樽」には「附俱反」(音フ) 扶桑の扶の字の意味をあげただけであり、さりとて又、同書に「樽」の字は見るところがないのである。

そして後世の字書には「樽」の字もおさめられるけれども、その意味は、板車とか、圓とかいうことであつて「くれ」にあてる理由がないのである。(なお、後にも

言う) 支那の用例で「樽」又は「樽」が或いは「くれ」にかなり親近な関係をもつ

のではないかと思われるのは、かの『營造法式』にみえたものである。すなわち同書

には、例えば「棟」の条に「其名有レ九。……七日樽」、或いは又、「用レ樽之制、若殿閣樽、径一材一契、或加レ材一倍。」云々など記るされているのである。といつても、

仮りにこれが日本の「くれ」に關係する木材の一種であるとして、竹島卓一氏の『營造法式の研究』によれば、その字が本により或いは「樽」或いは「樽」であつて帰するところを知らない。竹島氏は「樽」(或いはタン)をよしとしていられるが、それは『樽』に円いという意味があり、母屋桁には一般に丸太が用いられるから、円いという意味で樽の字が使われるようになつたものであろう』という理由である(『營造法式の研究二』中央公論美術出版、昭和四十六年十二月刊、七二・七三頁)。

ところが、この竹島説のように「まるい」という意味で「樽」の字をよしとするならば、それでは、日本の「くれ」の文字としては当らないことになる。何故ならば、後世でこそ「くれ」は断面長方形のものであつたらしいから、「まるい」という意味を持つとの「くれ」は断面長方形のものであつたらしいから、「まるい」という意味を持つ「樽」の字では妥当しないこと明瞭である。要するに、字書・建築書などをみても、

漢字としてまさしく「くれ」に相当する文字を確かめ得ない。すなわち、「ハク」だか「セン」(或いは「タン」)だか判定しえないことにおわつた。

(新井白石は、『東雅』(宮室)で、クレに樽の字を用いたのは、その形の漢字の意味には関係なく、「クレ」は薄い木であるからその意味でこの形の字を用いたと考えたようである。すなわち一種の国字のようになつたわけである。これは或いはよい考えであるかも知れない。そして又、このように漢字をはなれてクレをこの形の字であらわすようになったことは、その単位「村」の淵源が朝鮮にあつたかと想像する(後述本文)のに相並んで、この「樽」の字も朝鮮から由来したものかも知れない。)

(31) 『書道全集』十二巻日本3平安II(平凡社版) 昭和四十三年一月刊。図版56 原佐理書状 岩橋小弥太氏解説

(32) 新訂増補国史大系 第二十五巻 類聚三代格卷十八、十、材木事、五八七頁。頭註によると、貞觀臨時格からとりおさめた官符である。

(33) 尊經閣文庫国書分類目録 第七門法制經濟、第一類、法制、三公家、「類聚三代格 藤原冬嗣等奉勅撰(卷一・二・四一八・一〇・一二・一五一一八) 享禄元一三年写二一「巻」、七、五四、書政」(六四六頁)。この古写本は廿一巻子になつてゐるが、

卷第四には

〔本云〕  
「治承三年五月十五日書寫了

右申請竹園(○伏見宮)御本書寫了  
享禄元年臘月十三日 都督郎(花押)

の奥書、その他第七卷上・第十卷にも享禄書寫の記が存し、これらの卷は大永年間の具注暦を反故にして書寫してあつて、正しく三条西公條の書寫にかかる。次にのべる

前田家上梓の本に『享禄本類聚三代格』と題しそれがこの写本全体の呼び名ともなつた。但し、本論に引用し、又巻頭図版IXに掲げた巻十八は公條の筆ではない別本をとりあわせたものである。天地に鳥絲欄をほどこし、本文に朱筆をもつてヲコト点・仮名等が加えられている。

(34) 類聚三代格の、この尊經閣文庫古写本には、江戸時代の版本に存しなかつた巻篇法令がみられて貴重であるので、前田家では早く明治十八年に、既刊版本にくくこの本独特の部分だけを『享禄本類聚三代格』の名をもつて木版本として刊行した。(川田剛・栗田寛等校) 私の引用する巻第十八、材木事もその前田家版享禄本に入つて

いるのであるが、同本の校訂者は、原写本に「村」とある轉の単位をすべて「材」に改訂してしまったのは折角の善本も無になつてしまつたことである。

じ語してしまったのは折角の書本も無になってしまったことである、この博幾村があらわれるのは、貞觀十年の官符の中こそれより先

この轉幾村があらわされるのは、貞觀十年の官符の中にそれより先の貞觀七年九月十五日の官符を引きかかげた部分なのである。この七年の官符は『三代實錄』卷第十一、五日は樞樽幾材とあり、何の校異もまた勘案もしめされていない。今後、実錄の校勘には樞樽幾材、「材當作村」となすべきである。

(35) 前章註18・19参照。尊經閣文庫所蔵 貞觀儀式 と題する写本(\*)の卷第三、

また「儀式」と題する写本(＊＊)の巻第八、いずれも江戸時代後期の、さして古るからぬ写本ながら、確かに「寸」の字である。尊圣園文草図書ノ目録、第七月去判至

第二類儀式典例一公家禮誦(六六二十一頁) \*貞衡儀式寫(一)

七二〇八金 \*\*貞徵儀式写 (卷五十七)

(36) 新訂增補國史大系第二十六卷 延喜式卷一、神祇一、四時祭上(一三·一七·一)

一頁)。卷五、神祇五、齋宮(一一一頁)。卷十五、內藏寮(四二五頁)。卷十七、內

匠寮（四五一、四六二頁）。

(37) 延喜式卷三十四 木工寮 車載の条 七九三頁

(38) 延喜式卷三十四 木工寮 車載の条 七九三頁

(39)  
延喜式卷三十四 林工寮 削材の條 七九二頁

(3) 延喜式卷三十四 木工類 前林の条 七九二頁

(40) 延喜式卷一、神祇一、四時祭上、平野神四座祭の項。新訂増補国史大系第二十六

卷、二一頁による。但し、大系本では、

「私案同紀疋ヲ

枝、当作枚

とあつて、なんのことか意味が通じないが、多分「枝、当作枚」の四字は少しあとの

けるべきであらう。

(41) 古写本は九条家本・金剛寺本がすぐれているが、昭和五十三年十月東京国立博物館「日本の書」展に前者（館藏）が出陳され卷第一神祇春日神四座祭条「檜樽一村」

「日本書」居に有者（食商）大田間さわる卷第一和祐看日存四庫祭条一権  
の前後が披かれていて、村に違いないこと又樽の字体をも確かめ得て大いに喜んだ。

(50) 概報(昭和43年2月発行) (51) この木簡の出土地は、平城宮の東外障、東一坊大路の西側溝のあたりの由。出土木簡の中に「養老」「神龜」の年号のものがあると概報に解説してある。

(52) 概報(昭和52年5月発行) (53) この木簡の出土地は東二坊々間大路西側溝であるという。概報では「村」のわき

					用	例	大日本古文書
卷	頁	年	月		正倉院文書名		
九	九	九	九	五	天平宝字六年 六月廿一日		
241	239	177	136	240	天平十八年 三月十四日		
潤九月廿六年 天平十八年 九月廿六年	(天平十八年)	天平十八年 四月十五日					
写經校生手実帳	写經校生手實帳	写經所解	写經所解案		檜皮葺工請功食解		
帙々修四二 帙々修四二 二裏書	五帙二 五帙二	統々修二十 統々修四十	統修十三裏 統修四十		統修後集六		

(42) 前章註20 參照。

(43) 『歴代殘闕日記』臨川書店景刊本第三卷、卷二十一、大外記中原師遠朝臣記(鯨珠集)記・外師記) 大治二年六月一日の条 四四八頁参照。

(44) 神宮司序編纂、昭和五一七年、表現社発行『神宮遷宮記』全四巻による。建久度は、第一巻、六三・六三・六四・六四頁。仁治度は、同巻、三〇七頁。永仁度は、第二巻、一二二・一二三・一二四頁。嘉元度は、同巻二二一・二三一・三〇三・三〇四・三四七・三四八・三四九・三五〇・三五一・三五二頁。応長度は、同巻四四一・四四二頁。

〔43〕『歷代殘闕日記』臨川書店刊本第三卷  
卷二十一、大外記中原師遠朝臣記(鯨珠記)  
記・外師記) 大治三年六月一日の条  
四四八頁參照。

142

に（材）と傍註しているが、恐らくやはり「村」なのであろう。

(54) 本文に掲げた他に、木簡には「小斗」幾「村」と数えた例が存する。概報<sup>(1)</sup>

BG 47 011 「村」  
〔材〕(引坐) 麻呂小斗四村口引坐

BG 47 081 「右二人丸桁二枝継目口引坐 田ア大嶋宗小斗四村等」  
〔材〕(口カ)(坐カ)

BG 47 019 「□ □ □ □ 壬生了首麻呂小斗四村」  
〔材〕(傍注は概報に加えてあるもの)  
小斗とはBG 47 081号に丸桁とならんで現わるところをみると、建築の構組（斗棋）の

斗のうち大斗に対するものであろうか。

そうであるならば構を村と数えるのとは多少異質の感があるが、墨を村と数えた例を思えばそれにも似た様な用法ともいうことが出来ようか（註60参照）。

(55) 重要文化財・色葉字類抄 二冊 尊經閣叢刊 大正十五年六月刊。

(56) もつとも三巻本色葉字類抄に限つたわけではなく、十巻本伊呂波字類抄でもこのことはみられる。卷十、須、員数の項に、

「寸スノ為一村<sup>式云檜博</sup>」 「古辞書叢刊」影印大東急記念文庫蔵古写本・正宗敦夫氏油印本 七十丁オ）とみえる。

(57) 同じ色葉字類抄でも、「ムラ」の意味の「村」の字には「ソン」と音をしめしてある（黒川本（中四二オ・ウ）、無、地儀）。

(58) 「村」は、広韻、上平声、観第二十三の韻に属し、「此尊切」と標示されている（沢存堂本五十六葉右）。韻鏡では、外転第十八合、齒音次清、平声一等に位置している。同じ等位の他の字には益<sup>ヨシ</sup>・敦<sup>タク</sup>・昆<sup>コク</sup>・昏<sup>コン</sup>などがあるので、日本字音で「オン」の韻が正常である。

(59) 「寸」は、廣韻で、去声、恩第二十六の韻に属し、「倉困切」と標示されている（沢存堂本三十一葉右）。韻鏡では、外転第十八合、齒音次清、去声一等に位置している。この等位に属する他の字は閼<sup>モニ</sup>・鈍<sup>ドン</sup>・因<sup>ヨン</sup>・巽<sup>ソン</sup>などであつて、日本字音で「オン」の韻が正常である。

(60) 但し、単位としての「村」は、これまでのべた構についての単位だけではなく、

松・薪橡<sup>\*</sup>・竇子の類のみならず、象牙・墨・香・砥・更には海藻などについても用いられていることが正倉院文書にみられ（三表・挿図1~5・8・10・14~17・19参照）、延喜式でも卷五、神祇五、斎宮、造備雜物の条（国史大系 一一一頁）によれ

ば、櫛博の外に、朴・桜・楓についても単位として用いられている。

この両者の単位が同一のものであるかどうか、これは一つの問題である。

平安時代中期の例になるが、天暦四年（十一月廿日）の東大寺封戸庄園井寺用雜物目録（東南院文書第三権第三十二巻、大日本古文書、東大寺文書之二、五四五号、三四三頁）に「荒布」の単位として「村」が用いられている（挿図17）。その中には「五嶋二村、仏聖廿六柱御料」「三嶋二村、仕丁十六人料」のように上に嶋という単位があわせ用いられているものがあり、また嶋だけで「一嶋、律師一員従僧三・沙弥二并五員料」「六嶋、年分証師正供從料」「卅六嶋、安居講師従沙弥二員九十箇日料」の如きものもある。これを考えてみると、あとの「供法」の項に、「僧沙弥」について「荒布二村」、また「仕丁一人」についても「荒布二村」と定められているので、例えば上掲の「仕丁十六人料」を「村」だけで計算すれば二×一六すなわち三十二村となるところを「三嶋二村」としているのだから、「十村」があがつて「一嶋」になるもののように思われる。

このように「村」の上に「嶋」の単位があるのであるが、さきに表にも示めした「構」における「村」は、「檜博建拾陸村」（二表甲3）、「櫛博二百九十六村」（二表甲2・挿図18）、「構一千九百七十三村」（二表甲12・挿図21）等の如く、「十」をこえる（黒川本（中四二オ・ウ）、無、地儀）。

「寸」の字を用いるようになつた平安時代の例でも、「構七十八寸」（二表乙6）「構三百七十五寸」（同）「棧構二千三百五十寸」（同）のように、「千」までも「寸」で数える。こういう違いがあるところをみると、「構」の類の「村」と、それ以外、荒布の類の「村」とは、多少とも別のものであつたかもしれない。

\* 文書の文句は「瓷坏焼料薪三百七十四村」とあつて、瓷坏を窯で焼いてつくるに使う薪にする橡材ということであろう。

(61) 十巻本伊呂波字類抄卷四、「所」の項（正宗敦夫氏油印本 六十六丁オ）

(62) 古くからの諸種の名目の字音には吳音や漢音では説明できないものも少なくない。例えば「博士」の士をセと読む。（「博士」を古くからハカセとよんだことは、「文ノ忌寸博士」という人名を『続日本紀』卷一文武天皇二年四月壬寅条ではそう書いてあるが、『日本書紀』卷卅持統天皇九年三月庚午では「文忌寸博勢」としるしていることであきらかである。）この字音は、博士は五經博士段楊爾・漢高安茂が百濟

から渡来したり（繼体紀七年六月・十年九月）、同じく百濟から醫博士・易博士・曆博士を召したりしているのであって（欽明紀十四年六月）、恐らくこうしたことに伴なつて入つてきた朝鮮音なのである。

(63) 但し「寸」も「村」も現在の朝鮮字音では<sup>モト</sup> (ch'on) であつて（朝鮮總督府編集『朝鮮語辭典』）、「スン」の字音の源流であつたことをしめす痕跡は存しない。しかし乍ら、一般に朝鮮の字音は、陸続きの支那の音の影響を不斷に受けて、古音を伝存することが少ないものと思われる。

(64) 「村」の字義に、このようないくつかの単位としての用法があることは支那の字書には見い出せぬようである。これも博などの単位の「村」が源流朝鮮にあることを示唆するものであろうか。

(65) すでに奈良時代でもわざかながら博の単位に「寸」を書いた例もあらわれる。（表一甲35・挿図11）宝亀四年八月廿九日 奉写一切經所告解案帳に「楓博六寸」がみえる。その他、奈良時代で、村である単位を寸と略した用例に、墨・墨頭がある。

〈三表、21（挿図10）（墨一寸）・22（墨頭三寸）・24（墨頭一寸）・60（墨一寸）・62（墨頭一寸）等参照。

又、人名の「石村」を「石寸」とした例は、

「石寸鷲万呂」（大日本古文書八・四五九頁）天平十八年四月 写經所大般若經本奉請文 正倉院文書続々修四帙二十

「校生石寸熊鷹」（同九・二六二頁）、天平十八年九月十九日 写一切經所解 続々修二十三帙五裏

「若宋人百寸・若宋人百村」（同九・五三二頁）天平勝宝七歲 写經疏間紙充裝潢帳 続々修二十八帙九

「石寸宿奈万呂」（同十三・四七九頁）天平宝字二年八月三日 造東寺司經師召文 続々修四十三帙五裏

「校生石寸熊鷹」（同九・二六二頁）天平十八年九月十九日 写一切經所解 続々修二十三帙五裏

などがあり、その他、『平城宮木簡一』四三三号・『平城宮發掘調査出土木簡概報(五)』6AAG・AH-SD4951 TS 46 081号に「石寸」がみえる。

(66) 本文中に掲げたが、帳簿的・事務的文書で天暦四年の東大寺封戸庄園并寺用雜物

目録は珍らしく荒布四村と略さぬ「村」の字を用いている（挿図17）。

(67) 正倉院文書 ○天平六年五月一日「造仏所作物帳」（大日本古文書一・統修三十二）〈檜久礼一千二百八十枚〉 ○天平十一年正月廿八日「写經司解」（同二・統修別集十八）〈久礼七十枚〉 ○天平十一年六月廿一日「写經司解」（同二・統修別集十八）〈久利冊枚・久例十四枚〉 ○天平十一年六月廿日「写經司雜受書并進書案及返書」（同七・統々修十七帙二）〈久例冊枚・久例十四枚〉 ○天平十一年七月「写經司告朔帳」（同七・統々修卅五帙一裏書）〈檜久礼一百十枚〉 ○天平二十年七月十日「東大寺写經所解案」（同十・統々修二十四帙六裏書）〈粉博廿枚〉

正倉院文書のほか、珍らしくも正史に「相博一千枚」の例が見られる（『続日本紀』卷二十七、天平神護二年九月壬申）。

(68) 正倉院文書 ○天平勝宝三年「写書所納物帳」（大日本古文書三・正集八裏書）〈檜久礼四枝〉 ○天平宝字六年「造金堂所解案」（同十六・統修三十六）〈檜博百枝直・相博百五十枝直〉

(69) 平安遣文六  
二五三七・二五三八 紀伊國神野真國松山造材日記（天養元年十月七日） 古田券・

吉田文書 〈博七十支〉 二五三九 紀伊國賀天婆木津曳出材木目録案（天養元年十月十二日） 古田券 〈博十一支〉

鎌倉遺文三

一四六八 紀伊國符案（元久元年六月日）高野山文書又統寶簡集八十五 〈五三寸博三十支・小博五十支〉

同 七

五三三七 安芸巖島社造營材木注進状（嘉禎五年正月十七日） 安芸野坂文書 〈ヒクレ二十支〉 五三三九 安芸巖島社政所注進状（嘉禎五年正月日） 巖島野坂文書 〈比博二十支・組入新檜大博五十支〉

敷王護國寺文書三

九八一 材木送進状案（応永廿年カ） 〈大くれ七百支・かいふく〔博〕三百支・ふすまくれ千支・大なをしきれ百四十支〉 九九一 築地用材木注文（応永廿年カ） 〈くれ五百五十支〉

（66） 本文中に掲げたが、帳簿的・事務的文書で天暦四年の東大寺封戸庄園并寺用雜物

一二二五 将軍御成作事注文帳（永享十一年）〈くれ五百支〉

同

六

一七五四 備中國新見莊漆搘入足注文（寛正六年十二月十九日）〈檜木くれ一支〉

同

七

二一〇一 灌頂院東築地・井井西院檜皮修理入足注文（明応四年三月日）〈榑三百卅支代〉

二一〇四 造營方算用状集（明応四年五月廿三日）〈榑百五十支代〉

（70） 卷二五六 松平信綱（第三輯、三五三頁）

（71） 延喜式卷十七 内匠寮式 儲料・賀茂初斎院の条 四六一・二頁

（72） 延喜式卷三十四 木工寮式 桧擔の条 七九四頁

（73） 延喜式卷十七 内匠寮式 屏風の条 四五五頁

（74） 延喜式卷十七 内匠寮式 屏風の条 四五一頁

（75） 延喜式卷五 神祇五 爪宮 造備雜物の条 一一一頁

（76） 又正倉院文書（続々修四十五帙六裏書、大日本古文書五の二六二—五頁）の天平

宝字六年八月九日の高島山作所漕材注文によると、

イ ○・七×○・八×二四立方尺の桁一枝が榑六村に相当。この場合は一村は

二・二四立方尺

ロ ○・七×○・八×二六立方尺の桁一枝が榑六村に相当。この場合は一村は

二・四三立方尺

ハ ○・七×○・八×二〇立方尺の桁一枝が榑五村に相当。この場合は一村は

二・二四立方尺

ニ ○・七×○・八×一〇立方尺の桁一枝が榑二村に相当。この場合は一村は

二・八立方尺である。

このような状況である。

（77） 註32参照 五八六・七頁

（78） 吾妻鏡第四十三 後編五六八一頁

（79） 註72参照 延喜式卷三十四 木工寮式 桧擔の条 七九四頁

（80） 佐理所用の数量を現代のメートル法に換算するといつても、メートル法施行時ににおける尺寸が延喜式時代の尺寸と全然同一であつたかどうかはしばらくおいて、仮りに一メートルを三尺三寸で換算を行つた。

（81） ことに、天平宝字六年正月十九日の甲加山作所解（正倉院文書続修二十七、大日本古文書五の六六頁・二表甲5）に「楓榑武伯伍村」と一括してあるが、その「直錢三貫三百文」について註をして「百廿五村々別十六文／八十村々別十五文」とことわ

つてあり、おなじ一村でも価格がことなり差異のあつたことがあきらかである。

（82） 長保二年十二月廿九日造東寺年終帳 註24参照。

（83） 日刊工業新聞。

（84） 新訂増補国史大系 第二十五卷 類聚三代格卷十八、十、材木事（五八六頁）

（85） 羣書類從第六輯 文筆部 卷第百卅六『新猿樂記』諸國土産の条（一〇〇〇頁）

（86） 註43参照。

（87） 今昔物語集卷第二十八 信濃守藤原陳忠落入御坂語第卅八参照。

（88） 註43参照、及び古事類苑官位部三十三「大外記師達記」（九五六頁）

（89） 羣書類從第六輯 消息部 卷第百卅八『雲州消息』卷下末（一〇九〇頁）

（90） ちなみに、この去夏帖は、もと赤星家所蔵のものであつたが、大正六年の売立でそとに出了。落札価格は三万一千一百十円であつたという。

#### 補註

些少の例外はあるが、本字「榑」をつかつた時の単位は「村」がみられ、他方、仮名「久礼」・「久捌」・「久例」の類で表記したときは「枚」乃至「枝」の単位である。この現象を考えてみると、いろいろの解釈が可能である。

（1） 本字「榑」は「久礼」「久捌」「久例」とは違うものなのであろうか。

（2） 村と書いても枚・枝と書いても何等か同一の読み方があつたのであろうか。

（3） 読み方がちがつても、村・枚・枝は同様な単位なのであろうか。

（4） 等しく「榑」といつても厚サや巾などに幾種か差異があつて、或いは村・或いは枚、或いは枝をつかわめたのであろうか。そしてこの場合、「村」の単位の用いられる形状のクレには「榑」が適當と思われ、枚・枝と数える形状のものは仮名で「久礼」「久捌」「久例」と書くのがふさわしいと感ぜられていたのであろうか。

もし、この解釈があつてゐるならば、これは、同じ読み方の語についても、本字で書く時と仮名で書くときと差別を感じる用字意識があつたものとして、国語史上、少なからず注目すべき問題を含むといふべきものである。

## 表 覧

一表 『延喜式』に見える 樽の用途一覧

二表 甲 『正倉院文書』に見える 樽について「村」・「寸」を用いた例

二表 乙 樽の単位「寸」の用例

三表 『正倉院文書』にみえる 樽以外のものについて「村」・「寸」の単位を用いた例

1 こゝに掲げるものの他にもまだ用例のみえる文書があるが、煩をさけて省略する。また、一つの文書の中に例えば「村」の用例が沢山出る場合も一例を示すにとどめる。

2 『大日本古文書』に示されている正倉院文書卷第は、その後、原文書に改編があつたと見え、現在の卷第と合わないものがある。(改正卷第は昭和四年八月『正倉院古文書目録』上・中・下に示されている。いま一々註記しないけれども、宮内庁製作の正倉院文書のマイクロフィルムによつて点検されようとするならば、改正数字によらないと見いだせないことがある。

3 引用箇条に大字と小字と混在するものは、大小を区別して付印するが、小字のみをとり出す時は普通大の活字を用いる。

4 掲記の字句は最小限に止めるから、どのような部分に存在するかは原文書にあたつてもらわねば勿論分明しない。

一表  
『延喜式』に見える 槻の用途一覧

二表甲  
『正倉院文書』に見える 槗について「村」「寸」を用いた例

																						用	例	正倉院文書名	正倉院文書卷第			
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1							
十五	十四	十	ク	ク	六	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	十五	十五	二						
166	386	308	506	393	376	352	280	279	278	262	256	223	178	89	73	71	66	65	276・54	260・39	171	天平十一年六月四日		泉木屋所解				
天平宝字六年正月十五日・二月五日																							大	日	本	古	文	書
天平宝字六年正月十八日																							卷	頁				
天平宝字六年正月十九日																							年	月				
天平宝字六年正月二十四日																												
天平宝字六年正月二十七日																												
天平宝字六年二月五日																												
天平宝字六年三月三十日																												
天平宝字六年四月																												
天平宝字六年五月																												
天平宝字六年正月二十九日																												
天平宝字六年七月二十三日																												
天平宝字六年八月九日																												
天平宝字六年九月九日																												
天平宝字六年九月十日																												
天平宝字六年九月十九日																												
天平宝字六年九月三十日																												
天平宝字四年三月三十日																												
天平宝字四年四月廿九日																												
天平宝字六年三月十五日																												
造石山院所符案																												
東大寺写経所解案																												
東塔所解案																												
統修別集十二																												
統修後集四十三裏書																												
(現フイルム番号統修後集三十四)																												
統修別集三十一																												
統々修十八帙四																												
統々修四十帙六裏書																												
(現フイルム番号統々修四十五帙六)																												
統修四十一																												
統修二十七																												
統修別集四十七裏書																												
統々修四十五帙三																												
泉木屋所解																												
雜材并檜皮和炭等納帳																												
(造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳)																												
正倉院文書名																												
正倉院文書卷第																												
挿図版																												

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
樅樽陸伯玖拾肆村 五百七十四村附玉作子納來 百廿村附弓削伯万呂来	樅樽廿一村 各長八尺	樅樽廿一村 〔式伯 陸 樅樽玖拾肆村	下樅樽壹村	杉樽二百村作運功食料	杉樽廿六村 〔四車負 丹波樽	樅樽肆拾□村	樅樽六□六十八村八十七村古板屋等修理料	樅樽六□六百八十二村直 別十二文	樅樽九百冊文買樅樽九百村直 八十冊村別四五文	四貫四百冊文買樅樽二百五十五村直 二十八村別十六文五文	三貫八百冊三文買樅樽二百五十五村直 二百卅七村別十六文	二貫五百八十五文買樅樽卅七村直
514	379	289	289	214	204	127	113	58	365	287	286	258
天平宝字六年正月十五日	天平宝字六年五月十九日	天平宝字六年三月四日	天平宝字六年十二月十四日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日
二十一	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	十五
514	379	289	289	214	204	127	113	58	365	287	286	258
造石山寺所雜材納帳	造石山寺所雜材井檜皮和炭等納帳	造石山寺所雜材井檜皮和炭等納帳	造石山寺所雜材井檜皮和炭等納帳	安都雄足用錢注文	造東寺司公文案帳 〔奉写大般若所解案〕	奉写一部大般若經料雜物收納帳	造石山院所解案	造石山院所解案	造石山院所解案	統々修四十五帳三	統々修四十五帳三	統材修十八帳裏
天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	統々修四十五帳三	統々修四十五帳三	統々修四十五帳三
天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月二十九日	統々修四十五帳三	統々修四十五帳三	統々修四十五帳三
造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	造金堂所解案	統々修三十六裏	統々修三十六裏	統々修三十六裏
東大寺奉写大般若經所解案	東大寺奉写大般若經所解案	東大寺奉写大般若經所解案	東大寺奉写大般若經所解案	東大寺奉写大般若經所解案	統々修四十五帳七	統々修四十五帳七	統々修四十五帳七	統々修四十五帳七	統々修四十五帳七	統々修三十六	統々修三十六	統々修三十六
奉写一切經所告解案帳	奉写一切經所告解案帳	奉写一切經所告解案帳	奉写一切經所告解案帳	奉写一切經所告解案帳	統々修四十二帳五	統々修四十二帳五	統々修四十二帳五	統々修四十二帳五	統々修四十二帳五	統々修三十六	統々修三十六	統々修三十六
11	6	6	7	20	VIII a	VIII a	VIII a	VIII a	VIII a	VIII a	VIII a	VIII a

## 二表乙 槍の単位「寸」の用例

(1)	修理西院	大樽二百寸直寸別四升五合（寢殿加葺料）・中樽卅寸直寸別二升五合（寢殿加葺料）・中樽卅寸直寸別二升五合（寢殿西方天井作料）	・中樽卅寸直寸別二升五合（寢殿加葺料）・中樽卅寸直寸別二升五合（寢殿西方天井作料）	・一築垣	樽千五百寸直寸別二升四合	(2)
(3)	檻樽四百寸直廿石寸別五升・樽五十寸直三石五斗寸別五升・志太知樽五十寸直三石五斗・檻樽六百五十寸直卅二石五斗・樽百五十寸七石五斗・樽百五十寸五石七斗五斗・樽百五十寸七石五斗	新樽四百寸直廿石寸別五升・樽五十寸直三石五斗寸別五升・檻料樽百十五寸五石七斗五升・檻料樽百五十寸・樽五十寸	樽二百卅寸十二石五斗寸別五升・樽七十寸三石五斗・樽卅寸二石五斗・樽百十五寸直五石七斗五升・樽千二百五十寸六十七石五斗寸別五升・樽百寸五石・樽七十寸直三石五斗寸別五升・樽三百八十寸十九石・樽百寸五石・樽廿寸六石・樽百五十寸直七石五斗・樽二百四十寸十二石・樽三百冊寸直十七石・樽二千九寸十寸直七石五斗・樽二百四十寸十二石・樽三百冊寸直十七石・樽二千九寸十寸直七石五斗・樽七十寸直三石五斗・樽七十八寸三石五斗・樽四百寸直廿石・樽三百七十五寸十八石七斗五升・樽六百五十寸・樽百寸五石・樽千六百寸・樽六寸卅石・樽七十寸直三石五斗寸別五升・樽七十八寸直三石九寸别五升・樽四百寸直二十石寸別同・樽樽三百七十五寸直十八石七斗五升・樽六百五十寸直三十二石五斗・樽百寸直五石・樽樽千六百寸直八十石寸別五升・樽六百寸直三十石寸別同・樽樽二千三百五十寸直百十七石五斗・樽樽千四百寸直十七石寸別同・樽樽二百三十寸直十一石五斗寸別五升・樽七十寸直三石五斗寸別五升・樽樽百十五寸直五石七斗五升寸別・樽千二百五十寸直六十二石五斗寸別五升・樽樽百寸直五石寸別五升・樽樽七百五十寸直定卅六石五斗寸別五升・樽樽五百寸直定七石五斗寸別五升・樽樽五百九十寸直二十九石五斗寸別五升・樽樽三百四十寸直十七石寸別五升・樽百二十五寸直六石二斗五升寸別五升・樽三百八十寸直十九石寸别五升・樽樽百寸直五石寸別五升・樽百二十寸直六石寸别前・樽樽百五十寸直七石五斗寸别同・樽樽二百四十寸直十二石寸别五升・樽樽三百四十寸直十七石寸别同・樽樽七十寸直三石五斗寸别五升・樽樽三百七十寸直十八石七斗五升寸别同前・樽樽六百五十寸直三十二石五斗寸别同・樽樽六百五十寸直五石寸别五升・樽樽百五十寸直三石五斗寸别五升・樽樽三百四十寸直二十石寸别前・樽樽六百寸直八十石寸别同前・樽樽六百寸直三十石寸别同・樽樽二千三百五十寸直百十七石五斗寸别同・樽樽三百寸之但三百五十寸登廊・五十寸東學門新	樽六十寸直寸別二升四合（寢殿西方天井作料）・一築垣	樽千五百寸直寸別二升四合	(4) (5) (6) (7) (8) (9)
(1)	大樽百寸	大樽百寸	大樽百寸	大樽百寸	大樽百寸	大樽百寸
(2)	用	例	年	月	文書群名	文書名
(3)	寛弘七年二月卅日	東寺文書甲	東寺文書甲	造東寺年終帳	造東寺年終帳	平安遣文
(4)	天喜四年十二月卅日	東南院文書二ノ三	東南院文書二ノ三	衛門府糧料下用	衛門府糧料下用	注文
(5)	天喜五年十二月廿八日	東南院文書二ノ三	東南院文書二ノ三	東大寺修理所修	東大寺修理所修	理記
(6)	天喜五年十二月廿八日	東南院文書二ノ三	東南院文書二ノ三	理日記	理日記	理記
(7)	長治元年七月廿日	ク	ク	ク	ク	四〇〇
(8)	天永元年十月廿六日	ク	ク	ク	ク	四〇〇
(9)	天治二年二月四日	ク	ク	ク	ク	四〇〇
書	保坂潤治氏所藏文	ク	ク	ク	ク	四〇〇
注進状	東大寺用木色目	ク	ク	ク	ク	四〇〇
聞天損色等注文	僧長俊檻樽請文	ク	ク	ク	ク	四〇〇
卷	平安遣文	二	二	二	二	二
番号	平	四	四	四	四	四
頁	安	五	五	五	五	五

(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	
縫梓井木手新縛七十寸	カリフキノ新縛御年貢五百寸・カリフキノ縛御年貢千寸・シトミヤリトノ新ヒクレ百寸五寸	檜樽五十寸・檜樽六百寸進上之		佐々垣料樽四十寸・佐々垣料檜樽三千二百寸・下地料樽三百八十寸・裏板料比大樽六十寸・上葺檜樽六百五十寸・蔀五間料比大樽六十寸・遣戸之間料同樽三十寸・骨料檜大樽三十寸・明障子骨料比大樽四十寸・柄釘鉤柱料小樽二百五十寸・下地樽百廿寸・裏板料檜大樽八十寸・遣戸立間料比大樽五十寸・蔀一間料大樽十二寸・連子の料比大樽六寸・切懸一間料檜大樽十寸・棚料同樽八寸・裏板比大樽十寸・下地小樽百五十寸・裏板料檜大樽百寸・上葺樽六百寸・遣戸六間料比樽七十二寸・障子骨三間樽十八寸・天井板料比大樽六寸・隔子九間修理料檜大樽十八寸・子卅料比樽五寸・樽八十寸・棧釘柱料樽四百寸・組入六枚料比大樽十二寸・同板料檜大樽六寸・裏板料檜大樽六十寸・上葺樽千寸・蔀三間半料比大樽卅寸・遣戸七間料同樽七十寸・樽二百十寸・障子骨八間料檜大樽四十寸・上葺樽卅寸・下地樽百廿寸・樽六十寸・裏板料檜大樽五寸・下地樽百八十寸・樽八十寸・覆樽万二千六百寸・針鉢檜樽十寸・針鉢樽十寸・裏板料檜大樽五寸・針鉢檜樽四十寸・針鉢樽二十寸・針鉢檜樽二十寸	檜樽式拾寸長一丈二尺・檜樽佰陸拾肆寸長一尺・檜樽陸寸長一丈二尺・檜樽拾捌寸長一丈・檜樽参拾寸長一丈二尺・檜樽佰武拾寸長一丈	檜樽二百寸一丈	檜樽一百四寸五寸	檜樽二百寸一丈	檜樽一百四寸五寸	檜樽二百寸一丈	檜樽一百四寸五寸	檜樽二百寸一丈	檜樽一百四寸五寸	檜樽五百八寸
仁治三年八月三日	嘉禎五年正月十七日	〔建暦二年〕十月十日			治承三年六月	保元二年八月	保元二年六月	保元二年六月廿八日	仁平四年四月十八日	天養元年十月十二日	古田券	古田券・吉田文書	寺文書	
記仁治三年内宮仮殿	嚴島野坂文書	本抄卷十裏文書	興福寺藏観遍本明	京都大学藏兵範記	書陵部壬生文書	醍醐寺雜事記十一	東大寺文書	仁安四年夏裏文書	陽明文庫藏兵範記	高橋美彦氏藏東大寺領	紀伊國東大寺領	伊賀國東大寺領	伊賀國東大寺領	
途注進状	安芸嚴島社造營 注進状	親口書状	材木点定注文	延暦寺西塔僧湛	東寺損色檢注帳	醍醐寺雜役車力	行造内裏事所材	鳥羽院炎魔天供	津曳出材木目録	紀伊國神野真国	紀伊國神野真国	紀伊國神野真国	紀伊國神野真国	
内宮仮殿修理用	安芸嚴島社政所	材木注進状	法定案	禪解	後白河天皇宣旨	行造内裏事所材	物請取狀	鳥羽院炎魔天供	案	天養元年十月十二日	古田券	天養元年十月十二日	天養元年十月十二日	
八	七	七	四	九	八	六	六	六	六	六	六	六	五	
六〇五四	五三三九	五三三七	一九〇九	四七八七	三八七九	三八五九	二八九一	二八八八	二七九六	二五三八	二五三九	二五三七	二四二五	
三	四元	四三	七	三四	三五九	三五三	三五六	三五七	三五七	三四	三四	三四	二四一	

『正倉院文書』に見える 様以外のものについて「村」・「寸」の単位を用いた例

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	
一百冊文松七村直 村別廿文 日別一村	墨一村	荒砥十村	筆一墨一村	八十文松一默直 十二村	松拾村 一馬荷	八百八十五文滑海藻卅村 十五村別廿九文	若滑海藻壹村 滑海藻壹村	松四村	青砥二村	一百冊四文松卅六村直 村別四文	松式伯玖拾柒村 用九十村 残二百七村	墨柿端五村 三村各長一尺	廿五文松九村直																

ク ク

477 358 285 141 136 122 102 391 378 262 189 78 20 16 402 344 338 275 83・81 74 16 348 286 268 21 522 312 50 41

天平勝宝三年正月廿六日	天平勝宝五年六月九日	天平勝宝三年六月二十九日	天平勝宝二年八月三十日	天平宝字二年九月十九日	天平宝字二年十月六日	天平宝字二年九月十九・廿二日	天平宝字二年十二月廿五日	天平宝字四年四月二十六日	天平宝字四年四月二十六日附收	天平宝字四年六月十九日	天平宝字五年二月六日	天平宝字五年二月七日	天平宝字六年正月六日類収	天平宝字六年四月十五日	天平宝字六年二月二日	天平宝字六年三月七日	天平宝字六年四月五・六日	天平宝字六年十二月二十九日	天平宝字六年閏十二月六日	天平宝字六年閏十二月十一日	天平宝字六年	天平宝字七年三月十八日	天平宝字八年三月一日
-------------	------------	--------------	-------------	-------------	------------	----------------	--------------	--------------	----------------	-------------	------------	------------	--------------	-------------	------------	------------	--------------	---------------	--------------	---------------	--------	-------------	------------

写經所解	伊蘇志内麻呂充紙筆墨注文	十部觀世音經充墨注文	写千卷經所食物用帳	東大寺写經所食口帳	請後金剛般若経料用度帳	後金剛般若経料雜物取納帳	後金剛般若経師等食料下充帳	経所雜物見注文	奉作阿弥陀仏像并写經用度文案	御願經奉写等雜文案 (写経料雜物納帳)	奉写一切経所解牒案	奉写一切経所解案	奉写一切経所解案	奉写造石山寺所公文案帳	奉写造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳	奉写造石山寺所食物用帳	奉写山作所解	奉写大般若経料雜物取納帳	奉写二部大般若経錢用帳	奉写二部大般若経料雜物收納帳	造石山院所錢用文案	奉写二部大般若経料紙筆墨充帳	造金堂所解案	奉写梵網經并四分律充紙帳	上山寺悔過所解案
------	--------------	------------	-----------	-----------	-------------	--------------	---------------	---------	----------------	------------------------	-----------	----------	----------	-------------	-------------------	-------------	--------	--------------	-------------	----------------	-----------	----------------	--------	--------------	----------

写書所解	統々修三十六帙二	統々修三十八帙二	統々修三十八帙九	統々修四十二帙五	統々修四十四帙五	統々修四十九帙	統々修八帙二十	統々修十八帙六裏	統々修四十三帙十五	統々修十八帙六	統々修三帙四裏	統々修三十八帙九	統々修三十八帙十	統々修三十八帙九												
------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	----------	-----------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

5 15 19 8 16

